

本会議の 質疑から

条例・その他

町田市組織条例の一部を
改正する条例

議員 本条例の目的は何か。

企画部長 市の施設の老朽化が進む中、施設を長期的に使用できる状態を保ち、適切かつ計画的に施設の維持保全を行っていくために、施設営繕について全庁を統括していく機能を総務部に集中するものです。

議員 本条例の改正の内容は何か。

企画部長 現在の主な施設営繕部門である建設部建築工事課と学校教育部施設課を統合して総務部に営繕を担当する課を設置するものです。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議員 本条例の改正の目的は何か。

都市計画部長 八月に都市計画法に基づく地区計画である町田市都市計画地区計画忠生第二地区地区計画が変更され、新たにコミュニティ地区二地区が追加されました。この変更にあわせ、計画書のうち、建築物等に関する事項について本条例の別表を改正するものです。

議員 住民合意が得られた

上での地区計画の変更であるのか。

都市計画部長 地区計画の変更に当たり、都市計画法第一六条による縦覧と同法第一七条に基づく縦覧の二回の縦覧制度により住民意見の反映に努めてきました。

予算

消防施設整備費

議員 今年度消防団の分団の詰所を入札したにもかかわらず、二回不調に終わり減額をするという。なぜそのようなことになったのか。

防災対策担当参事 入札不調により設計を見直し、今年度着工するため、年度内では工事が完了できず、このため債務負担行為事業となり、工事費等を減額するものです。

入札不調の理由ですが、民間需要の景気に影響される資材アップ等が想定されています。

子育て推進交付金

議員 交付金の意義、目的は何か。

子ども生活部長 地域の特性や創意工夫を生かした市町村独自の取り組みを促進し、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図るために新たに創設されたものです。交付金です。自由度が増したということです。

請願の 審査状況

平成一八年第四回定例会には五件の請願が提出され、継続審査となっていた四件とあわせて審査を行いました。結果、四件が採択、三件が不採

択、二件が継続審査となりました。

なお、継続審査となっていた請願のうち、一件は取り下げられました。

詳細は次のとおりです。

【取り下げられた請願】
相原地区有料老人ホーム設置の請願

採 択

高ヶ坂小学校に学童保育クラブ増設を求める請願

(仮称)南大谷公園にトイレを作ることを求める請願
J R不採用問題の早期解決に関する請願

国際刑事裁判所条約批准に関する請願

継続 審査

視覚障がい者などに対する福祉サービスに関する請願
子どもマスタープランの「親が働くことを支える」との実現のために町田市がさらに努力することを求める請願

不 採 択

市道の一方通行を求める請願

障害者自立支援法の施行による、福祉施設への独自支援策を求める請願

地方自治法の趣旨を活かし民意に反して居座り続ける市長にすみやかな解職請求を行なうために地方自治法第八四条の改正を求める意見書の提出を求める請願

請願の処理経過 及び結果報告

平成一八年第三回定例会において採択された請願につい

議 会 用 語

【質疑と質問】

「質疑」と「質問」は、どちらも議会内における議員の発言の一つです。

まず、「質疑」とは、市長から提案された議案について、賛成・反対の判断をするために、不十分な点や、詳しく知りたい点を明らかにする発言をいいます。このとき、自己の意見を交えることはできません。また、質疑に発言時間の制限はありませんが、発言回数は一三回までと決められています。

次に、「質問」とは、議案に係らず、市長などに対し、市政全般について見解をただ

す発言をいいます。「質問」のうち市の一般事務について、市長などに対し説明を求め又は疑問をたずねることを「一般質問」といいます。

議員が一般質問を行うためには、議長の定めた期間内に、その要旨を文書で通告しなければなりません。一般質問の場合、発言回数に制限はありませんが、発言時間は答弁時間を含めて一人六〇分となっています。

一方、質問が緊急を要するときや真にやむを得ないと認められるときに議会の同意を得て行うのが「緊急質問」です。緊急を要するかどうかについては、議会運営委員会が協議されます。緊急質問の場合、発言時間に制限はありませんが、発言回数は三回までとな

【継続審査】

議案や請願は、本来会期中に結論が出なければ消滅し、次の会期に持ち越されることはありません。これを会期不継続の原則といいます。

しかし、委員会での審査において、状況によってはすぐに結論が出せない場合があります。そこで地方自治法では、会期中に結論が出なかった議案や請願でも、議会の議決により閉会中も審査をすることができるとしています。これを継続審査といいます。

請願と陳情の取り扱いの違いについて

議会に対し、誰でも請願をすることができず。これは日本国憲法第一六条で保障された基本的な人権の一つです。憲法では「何人も」と規定していますので、日本人に限らず外国人や法人も請願をすることができず。陳情も同様です。

請願は、紹介議員一名以上の署名を必要とします。議長は請願を受理したら、所管の委員会へ付託し審査を行います。なお、国や都への意見書提出を内容とする請願は、委員会へ付託せずに本会議でそのまま表決を行います。

一方、陳情は提出に当たり、紹介議員の署名を必要としませんが、委員会では審査は行われず、所管委員会へ参考送付されるだけです。

請願の出し方

市・国等への要望を文書で提出してください。(請願の件名・要旨・理由などを簡潔に書いてください。図面や資料を添付することが必要な場合は添付してください。)

請願者の住所(法人・団体の場合は、所在地及び法人・団体の名称)を記入し、請願者(法人・団体の場合は、代表者)が署名、または記名押印(ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印)をしてください。

請願者が2名以上のときは、外何人と記入し、その方たちが、上記と同じ方法で記入した署名簿を添付してください。

請願書の表紙に、1名以上の紹介議員(市議会議員)の署名または記名押印をしてもらい、議会事務局議事係へ提出してください。様式は次のものを参考にしてください。請願書の用紙は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

(表 紙)

(本 文)

決 裁 欄	
請願第 号 (請願の件名)	請願
請願者 住所 氏名	
	外人
紹介議員	
電話	

.....に関する請願 (題名を記入)	
請願要旨	
..... (請願の要旨を簡潔に 書いてください。)	
年 月 日	
議長名を記入	
町田市議会議長様	

* 請願はいつでも受け付けます。定例会の開催される月(3、6、9、12月)の5日の午後5時までに提出された請願は、その定例会の会期中に審査されます。(5日が土曜日の時は7日の午後5時、日曜日または休日の時は6日の午後5時までとなります。)